

## 千葉県立保健医療大学健康科学部リハビリテーション学科専攻長選考規程施行細則

(目的)

第1条 この施行細則は、保健医療大学健康科学部リハビリテーション学科専攻長選考規程（以下「規程」という。）の実施に関し必要な事項を定める。

(専攻長適任者の推薦)

第2条 教授会は、各専攻に専攻長適任者の推薦を依頼する。

2 各専攻は、各専攻所属の教授より専攻長適任者を教授会に推薦する。

(専攻長候補者の選考)

第3条 教授会は、各専攻の専攻長適任者に対して投票を行うものとする。

2 教授会は、前項の専攻長適任者に対し、無記名により投票し、投票結果を教授会の意見として、学長に報告する。

3 学長は、前項の教授会の意見を参考にして、専攻長候補者の選考を行う。

附 則

1 この施行細則は、平成22年10月4日から施行する。

2 第2条第2項に規定する各専攻の推薦者には、施行の日に千葉県医療技術大学校に所属し、千葉県立保健医療大学の非常勤講師である者を含むものとする。

附 則

この施行細則は、令和2年11月19日から施行する。